

一般の病院

食事療養標準負担額（食費）※ *高額療養費及び高額介護合算療養費の算定には入りません。

所得区分※1		自己負担割合	食費（1食）
現役並み所得者		3割	550円
一般Ⅱ		2割	
一般Ⅰ		1割	
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		3～1割	330円
区分Ⅱ	90日までの入院※2	1割	270円
	91日以上入院※2、※3		220円
区分Ⅰ			130円

※1 所得区分は、ガイドブックの14ページをご覧ください。

※2 当該月を含めた過去12カ月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている期間の入院日数です。

※3 新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となります。入院日数が確認できる領収書等をご用意のうえ、「長期入院該当」の申請をしてください。

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）

生活療養標準負担額（食費・居住費）※ *高額療養費及び高額介護合算療養費の算定には入りません。

所得区分※1	自己負担割合	医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得者	3割	550円 (510円※5)	430円	550円 (510円※5)	430円	330円	0円
一般Ⅱ	2割						
一般Ⅰ							
区分Ⅱ	90日までの入院※2	270円	430円	270円	430円	270円	0円
	91日以上入院※2、※3						
区分Ⅰ		160円				130円	
老齢福祉年金受給者		130円	0円	130円	0円	130円	
境界層該当者※4							

※1 所得区分は、ガイドブックの14ページをご覧ください。

※2 当該月を含めた過去12カ月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている期間の入院日数です。

※3 新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となります。入院日数が確認できる領収書等をご用意のうえ、「長期入院該当」の申請をしてください。

※4 食費および居住費について1食130円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法の規定による生活保護を必要としない状態となる方。

※5 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。